

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



54歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

知っておきたい2023年の制度改革

中小企業も対象に。月60時間超の 時間外労働の割増賃金率引き上げ

新年、あけましておめでとうございます。さて、今のうちから2023年の制度改革を把握しておきましょう。

4月は制度改革が目白押し。なかでも中小企業の経営者の方が注目すべきが、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引き上げです。中小企業も対象となり、これまでの25%から50%の率で計算した割増賃金を支払う義務が生じます。就業規則の変更が必要な場合もあります。

一方、従業員1,000人以上の企業は、育児休業等の取得状況の年1回公表が義務付けられます。対象は雇用契約を問わず事実上期間の定めなく雇用する男性で、「育児休業等の取得割合」または「育児休業等と育児目的休暇の取得割合」のいずれかを自社のホームページなどで公表することが必要となります。適切に対応しましょう。

また、労働基準法の改正で給与のデジタル払いが解禁されます。従業員側の同意がある場合、企業側はデジタルマネーでの給与払いが可能となり、「PayPay」や「楽天ペイ」といった決済アプリの口座を入金先として選択できるようになります。他にも土地・建物等の利用に関する民法の見直しや相続土地国庫帰属制度の創設があります。

インボイス制度は10月から開始 対応できるように早めの準備を

4月から始まる老齢年金の繰下げ申出みなし制度は、70歳を過ぎて年金の一括受給請求をした場合、5年前に繰り下げて請求を行ったとみなし、年金額が増額される仕組みです。年金を受け取る権利は権利発生から5年で時効となりますが、この制度によって、70歳以降に年金の一括受給を選択しても、時効消滅する部分が実質的になくなります。6月は消費者契約法の改正が施行され、ECサイトの運営事業者には「解約料の説明の努力義務」などが課されます。

10月には、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。事業者（買い手）が仕入れ先（売り手）と取引をする際に、取引商品に適用する税率や税額の記載を義務付けた請求書が「インボイス（適格請求書）」です。この制度の導入後は、インボイスが発行された取引のみ、消費税が仕入税額控除の対象となります。買い手は複数の売り手から提出されるインボイスの保存が必要です。

一方、売り手は、買い手からインボイスの提出を求められた際にインボイスを発行する必要があります。インボイスの発行には、インボイス発行事業者の登録申請が必要ですが、申請は3月末までですから注意しましょう。 M

■ 経営者の方が知っておきたい2023年の主な制度改革

- | | |
|-----|---|
| 3月 | ● インボイス発行事業者の登録申請締め切り |
| 4月 | ● 月60時間超の時間外労働の割増賃金率50%が中小企業にも適用
● 男性の育児休業の取得状況の公表義務化（従業員1,000人以上）
● 老齢年金の繰下げ申出みなし制度開始
● 給与のデジタル払いを解禁（労働基準法改正） |
| 6月 | ● 改正消費者契約法の施行 |
| 10月 | ● インボイス制度（適格請求書等保存方式）開始 |

- 土地・建物等の利用に関する民法の見直し
- 相続土地国庫帰属制度の創設
- 有価証券報告書等にサステナビリティ情報開示の義務化
- 危険有害な作業に関する保護措置の対象者の範囲の拡大

